

有害鳥獣対策の各種支援について



【問い合わせ】農林課森林整備係 ☎ 85-6125

■ 狩猟免許および銃砲所持許可などの取得に係る費用の一部を補助します

鳥獣による農作物被害の減少および人身被害の防止を図るため、新規に狩猟免許および銃砲所持許可などの取得に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

● **対象者** 次のいずれにも該当する方

- ① 町内に住所を有する65歳以下の者で平成30年4月1日から令和3年3月31日までの期間に狩猟免許を取得した者
- ② 山形県猟友会西おきたま支部

白鷹分会（以下「猟友会」という。）に入会し、町内の有害鳥獣捕獲活動に積極的に従事することができる者

● **補助率** 次に記載する経費の2分の1（上限5万円）

- ① 狩猟免許取得に係る経費
 - ② 銃砲所持許可に係る経費
 - ③ 銃砲の所持に係る経費
 - ④ 狩猟者登録に係る経費
 - ⑤ 猟友会の入会に係る経費
- ※詳しくは、お問い合わせください。

■ 農作物被害防止用の電気柵の設置費用の一部を補助します

鳥獣による農作物被害を軽減するため、耕作地などに電気柵を設置するために必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

● **対象者** 販売農家または販売農家グループ、自家用農家

※電気柵を農作物収穫前に耕作地などに設置を完了できる方に限る。

● **補助率** 電気柵の設置に係る経費の3分の1（上限10万円）

※自家用農家の場合は、上限が1万円となります。（ただし、3戸以上で共同で設置する場合は上限10万円となります）
※設置する前の申請が必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

有害鳥獣の捕獲を行うには・・・

有害鳥獣（農地を荒らすイノシシなど）の捕獲を行うためには、一部の例外（タヌキ、ハクビシンなどの小動物）を除き、原則として許可が必要となります。捕獲作業に従事するには、原則として以下のような要件が必要になります。

- ① 捕獲の方法（わな、網など）に応じた狩猟免許を有していること。
- ② 捕獲を行う地域を管轄する市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その対象鳥獣捕獲員であること。
- ③ 捕獲を行う地域の猟友会支部長から推薦または承認されたものであること。
（なお、山形県猟友会では有害捕獲の実施にあたり3年以上の狩猟経験または猟友会支部長が実施する訓練および講習会の受講が条件となります。）
- ④ 捕獲実施前1年以内において、申請する捕獲の方法に対応する狩猟者登録を受け、捕獲を行う地域で狩猟を行っていること。
- ⑤ 大日本猟友会の狩猟事故共済またはハンター保険に加入するなど、狩猟者登録を行う場合と同等の賠償責任能力を備えていること。

これらの要件を満たすことなく有害鳥獣の捕獲を行うことはできません。ご注意ください。

山形県若者定着奨学金返還支援事業 「助成対象者」を募集します

● 募集対象者【次の各号に全て該当する方】

- ① 白鷹町内に居住し、山形県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を今年度に卒業見込みの方、または卒業した方
- ② 山形県内外の大学、大学院修士課程（博士課程前期）、高等専門学校（第4学年以上）、短期大学または専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に来年度進学予定、または在学する方
※高等専門学校の在学者の場合は、①の要件は山形県内の中学校または特別支援学校中等部を卒業した方を含む。
- ③ 日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）および第二種奨学金（有利子）の貸付を希望する方または貸与を受けている方
- ④ 大学等を卒業後6カ月以内に、山形県内に居住かつ就業し、その後3年間継続する見込みの方
※県内企業などに就職したものの、就職先の都合で県外事務所に配属された場合でも、申請により認定取消が猶予されることがあります。
- ⑤ 次の対象産業分野への就業を希望する方。ただし、公務員は対象外です。
(1) 商工分野 (2) 農林水産分野 (3) 建設分野
(4) 医療・福祉分野（医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く）

● 募集人数：4名

書類審査により認定し、文書で通知します。なお、募集人数を上回る応募があった場合、書類審査等により選考します。

※募集人数を上回る応募があった場合には、助成候補者に認定されない場合があります。

● 助成金額

助成候補者の認定を受けた年度以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額を上限に支援します。

（例）4年制大学を卒業した場合
26,000円×48カ月＝1,248,000円
を上限に支援します。

※白鷹町以外に移住した場合は、助成金額が1/2に減額となります。

● 応募について

下記の必要書類を、大学卒業後に居住予定の市町村へ持参、または郵送により提出してください。

▷ 必要書類

- ① 山形県若者定着奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書【市町村連携枠】
- ② 成績証明書（在学中の大学等の成績証明書）
- ③ 家計支持者の所得に関する証明書（令和元年度分の源泉徴収票、取得可能な直近年の所得証明書の写し）
- ④ 大学等奨学生採用候補者決定通知書の写し、奨学生証の写しまたは貸与額通知書の写し
※書類は、それぞれ2部（原本およびその写し）提出してください。

▷ 募集期間

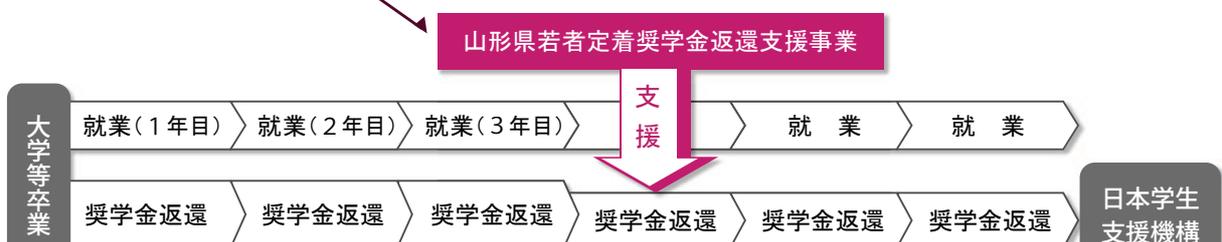
5月25日（月）～6月26日（金）

※郵送の場合は必着

【申請先・問い合わせ】

商工観光課商工振興係 ☎87-0696

事業のしくみ



※就業後3年間奨学金返還することが助成の要件となります。